

令和6年3月18日

丸亀市学校給食物資納入生産者の登録に関する要綱一部改正について

1. 現状

丸亀市学校給食センターで調達する地産農産物の価格は、旧学校給食会から引き継いだ「丸亀市学校給食物資納入生産者の登録に関する要綱」（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき決定しており、納品当日の香川県中部青果市場等の取引価格の高値の80%を買取価格としており、当時の給食会の運営状況から安価に設定されている。

地産農産物は、2年に1回の登録更新により、登録農家から調達しているが、現在の登録農家の多くは合併以前から納入しており、学校給食に自分の作った農産物を提供することにやりがいを感じている方が多く、価格をあまり気にせずに納入を続けている。

しかし、新たに登録した若い生産者からは、納品価格の決定方法について疑問を投げかけてくる場合もある。

さらに、昨今の物価高騰による肥料や燃料等の値上げは生産者を苦しめている。

2. 問題点

現在登録している地産農家は高齢化により納品が困難になり登録を解除する自然減に加え、1度の納品が大量であることや、厳しい納品基準等、学校給食特有の条件に対して価格が安価であるために新しく登録する農家が少なく令和3年度約50件の登録から令和5年度では、約40件に減少している。

このまま推移すれば、新たな生産者の登録は困難となり地産率の低下につながる。

3. 解決策

現在の納品の基準については、新鮮な農産物を安全に子どもたちに提供するためには必要不可欠であるため、変更はできない。

一方納品価格については、近隣市町の状況を調査すると、生鮮市場価格を基本としている場合が多いため、要綱の第6条「生鮮市況価格等の80%を限度価格とし」を「生鮮市況価格等を限度価格とし」に変更し、適正な納品価格に改正する。

4. 目標と今後の取組み

適正価格で地産農産物を購入することにより、現在登録している地産農家の納品を持続可能にするとともに、市の農業担当者や登録農家からの紹介などで新規の地産農家の発掘を行い、登録生産者の件数を50件程度に増やし、学校給食の地産率の向上に努める。